



各位

平成25年6月28日

件名：東京港から輸出される全コンテナの放射線検知について

7月8日より、東京港から輸出される全てのコンテナを対象に放射能検査が実施されることとなりました。

東京都港湾局は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による東京港の放射能汚染に係る海外の風評被害対策の一環として、東京港内の全てのコンテナターミナルに放射線検知器を整備。東京港から輸出される全てのコンテナ（実入）を対象に検査を実施することを決定しました。

1) 放射線検知器の概要

東京港の全てのコンテナターミナルのインゲート付近でゲート入場前に輸出貨物コンテナを搭載した車輛が検知器を通過して、放射線量を測定します。

なお、当該検知器は放射線を受けたセンサーから出る蛍光を利用して測定する為、有害な電磁波等は発生しません。

2) 検査の対象

東京港の全てのコンテナターミナルに搬入される輸出貨物

3) 基準値以上の放射線量が検知されたコンテナの扱い

下記の①、②の場合にはコンテナターミナルへの搬入ができません。

①セシウム137による放射線（ガンマ線）量が $0.2 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）

（バックグラウンド放射線量を除く）以上の場合はコンテナを除染し、除染後、バックグラウンド放射線量の3倍未満であれば正常なコンテナと同様に扱う。

なお、セシウム137の放射線源が原発事故により汚染された貨物である場合は輸出できません。

②全エネルギー帯の放射線（ガンマ線）量が $5 \mu\text{Sv/h}$ （バックグラウンド放射線量を除く）以上の場合には原子力規制庁などの関係機関へ通報し（注1）、関係者間で協議の上、適切な対応方法について決定します。

※注1：原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課事故対処室 TEL:03-5114-2112

4) 除染作業

除染作業については東京港運協会に依頼することも可能ですが、作業日は申込みをした翌営業日からとなります。カット日の搬入についてはご注意ください。また、除染費用の他、除染場所への横持ち料、シャーシの留置料など発生致します。

その他、御質問等がございましたら、お気軽に御連絡下さい。

株式会社 共同フレイターズ（通関業、国際複合輸送業）

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>